

●香川県警察本部告示第5号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年5月27日

香川県警察本部長 筋 伊 知 朗

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（技能試験、技能検査及び技能再試験のコースの設定）</p> <p>第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験（以下「技能試験」という。）、施行規則第18条の2の3第1項に規定する技能検査（以下「技能検査」という。）及び施行規則第28条の2前段に規定する再試験のうち技能に関するもの（以下「技能再試験」という。）のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定基準に基づき、それぞれ当該各号に定めるところにより設定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（免許証の更新に係る措置）</p> <p>第42条 法第101条第6項の規定により免許証の更新をする場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、その者が現に有する免許証の裏面の備考欄に適性検査を受けた旨、新たな免許証の交付予定年月日及び講習区分を記載の上、当該免許証をその者に交付し、後日、当該免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。</p>	<p>（技能試験、技能検査及び技能再試験のコースの設定）</p> <p>第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験（以下「技能試験」という。）、施行規則第18条の2の2第1項に規定する技能検査（以下「技能検査」という。）及び施行規則第28条の2前段に規定する再試験のうち技能に関するもの（以下「技能再試験」という。）のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定基準に基づき、それぞれ当該各号に定めるところにより設定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（免許証の更新に係る措置）</p> <p>第42条 法第101条第5項の規定により免許証の更新をする場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、その者が現に有する免許証の裏面の備考欄に適性検査を受けた旨、新たな免許証の交付予定年月日及び講習区分を記載の上、当該免許証をその者に交付し、後日、当該免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。</p>

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。